永平寺町販路開拓支援事業補助金交付要綱

平成27年３月31日

永平寺町告示第34号

改正　平成31年３月22日

永平寺町告示第18号

(目的)

第１条　この要綱は、町内の中小企業者等が開発した製品、技術等を積極的に公開宣伝し、自社ブランド化及び販路開拓に向け成長・発展を図るため、各種見本市、展示会等に出展した場合に、補助金を交付することについて、永平寺町補助金等交付規則(平成18年規則第18号)に定めるもののほか、必要な事項を規定することにより、円滑な販路開拓を支援し、もって本町の産業の振興及び経済の活性化に寄与することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第２条　補助対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当するものでなけ

ればならない。

(１)法人にあっては、町内に本社または主たる事務所を有する者であること。

(２)個人事業者にあっては、町内に住民登録があり町内に事務所を有する者であること。

(３)異業種グループにあっては、前各号で構成され、町内に本拠を置く異業種グループであること。

(４)各種町税を完納していること。

２　同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において１回を限度とする。

(補助対象事業)

第３条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は町内において製造、加工、開発された製品およびサービス等を県外において、不特定多数のものに周知させるための展示会、見本市その他これらに類する催事に出展する事業とする。

２　他の制度による補助金、助成金等の交付を受ける場合にあっては、他の制度の対象となる経費については本事業の補助対象から除く。

(補助対象経費)

第４条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費で、次の各号に要する経費とする。

　(１)　会場借上費

　(２)　展示装飾費

　(３)　製品、資材等の梱包または運搬に要する経費

　(４)　パンフレット、広告等の広告宣伝費

　(５)　ダイレクトメール等の作成または郵送に係る通信費

　(６) 市場調査に係る委託料

　(７) 海外での商談会等に係る通訳報酬費

(８) 外国語資料作製費および外国語翻訳に要する経費

　(９)　その他町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第５条　補助金の額は、対象経費の３分の２以内の額とし、５万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第６条　補助金の交付決定を受け付けようとする者は、永平寺町販路開拓支援事業補助金交付申請書(様式第１号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　(１)　事業計画

　(２)　収支予算書

　(３)　申請者の納税証明書

　(４)　その他町長が必要と認める書類

２　前項の申請書は、展示会等が開催される日の30日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第７条　町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、永平寺町販路開拓支援事業補助金交付決定通知書(様式第２号)により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第８条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ永平寺町販路開拓支援事業補助金変更承認申請書(様式第３号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない場合又は事業計画の軽微な変更である場合については、町長と協議してその指示に従うものとする。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに申請者に対し承認する旨を通知するものとする。

(実績報告)

第９条　交付決定者は補助事業が終了したときは、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、添付書類については提出期限がこれにより難いと町長が認めた場合は、別に定める日までとする。

(１)　事業実績報告書(様式第４号)

(２)　補助対象経費の支出を証する書類の写し

(３)　補助対象事業の実施状況を証する写真

(４)　その他町長が必要と認める書類

(交付確定)

第10条　町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、永平寺町販路開拓支援事業補助金交付確定通知書(様式第５号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条　交付確定者は、前条の通知を受けたときは、町長に補助金の請求を行うものとする。

２　町長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取消し、又は変更することができる。

(１)　この要綱及び永平寺町補助金等交付規則に違反したとき

(２)　この要綱の規定により町長に提出した書類に誤りの記載があったとき

(３)　その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消し、又は交付決定の変更を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

様式第１号(第６条関係)

　　年　　月　　日

永平寺町長　　　　　　殿

住　　　所

商　　　号

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

Ｔ　Ｅ　Ｌ

永平寺町販路開拓支援事業補助金交付申請書

　永平寺町販路開拓支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　(経費合計の２／３の額、1,000円未満切捨て)

２　添付書類

　　１)別紙事業計画書

　　２)申請者が、要綱第２条による「補助金交付対象者」であることを証する書類

　　３)その他町長が必要と認める書類

永平寺町販路開拓支援事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業開催日 |  |
| 事業開催場所(会場名及び所在地) |  |
| 事業開催主体(主催・後援等) | 主催 |  |
| 後援等 |  |
| 事業目的及び効果 |  |
| 出展製品(商品)の概要 |  |
| 対象経費(円) | 会場借上費 |  |
| 展示装飾費 |  |
| 運搬費 |  |
| 広告宣伝費 |  |
| 通信費 |  |
| 委託料 |  |
| 通訳報酬費 |  |
| 外国語資料作製・翻訳経費 |  |
| その他町長が認める経費 |  |
| 経費合計 |  |

様式２号(第７条関係)

永平寺町販路開拓支援事業補助金交付決定通知書

永平寺町指令　第　　　　号

申請者　住所

(名称及び代表者)

氏名　　　　　　　　　　　　　殿

年　　　月　　　日付けで申請のあった永平寺町販路開拓支援事業補助金の交付については、永平寺町販路開拓支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年　　　月　　　日

永平寺町長

記

補助事業等に要する経費　　　　　　　　　　　　　　円

補　助　金　等　の　額　　　　　　　　　　　　　　円

様式第３号(第８条関係)

　　年　　月　　日

　　　永平寺町長　　殿

住　　　所

商　　　号

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

Ｔ　Ｅ　Ｌ

永平寺町販路開拓支援事業補助金変更(中止)承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け永平寺町指令第　　　号で交付決定のあった事業を下記のとおり　変　更(中　止)したいので、永平寺町販路開拓支援事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、承認されるよう申請します。

記

１　変更または中止の理由

２　変更の内容(事業計画に準じた内容を新旧対比して記載すること)

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

３　添付書類

　　１)変更内容を証明する書類

　　２)その他町長が必要と認める書類

様式第４号(第９条関係)

　　　　年　　月　　日

　　　永平寺町長　　殿

住　　　所

商　　　号

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

Ｔ　Ｅ　Ｌ

永平寺町販路開拓支援事業補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け永平寺町指令第　　　号で交付決定のあった補助事業を完了しましたので、永平寺町販路開拓支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　　１)事業実績報告書

　　２)補助対象経費の支出を証する書類の写し

　　３)補助対象事業の実施状況を証する写真

　　４)その他町長が必要と認める書類

永平寺町販路開拓支援事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業開催日 |  |
| 事業開催場所(会場名及び所在地) |  |
| 事業開催主体(主催・後援等) | 主催 |  |
| 後援等 |  |
| 出展製品(商品)名 |  |
| 事業の成果 |  |
| 対象経費支出明細書 | 内訳 | 予算額(円) | 決算額(円) |
| 会場借上費 |  |  |
| 展示装飾費 |  |  |
| 運搬費 |  |  |
| 広告宣伝費 |  |  |
| 通信費 |  |  |
| 委託料 |  |  |
| 通訳報酬費 |  |  |
| 外国語資料作製・翻訳経費 |  |  |
| その他町長が認める経費 |  |  |
| 経費合計 |  |  |

　　　　年　　月　　日

　　　永平寺町長　　殿

住　　　所

商　　　号

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

Ｔ　Ｅ　Ｌ

永平寺町販路開拓支援事業補助金請求書

　　年　　月　　日付け永平寺町指令第　　　号で交付決定を受けた永平寺町販路開拓支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　永平寺町販路開拓支援事業補助金請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 | 　支店・本店　 |
| 口座名義人 | (フリガナ) |
|  |
| 口座番号 | 普通　　　　　口座番号　　　　　　　　　　　　　　　　　当座 |

様式第５号(第10条関係)

永平寺町販路開拓支援事業補助金交付確定通知書

申請者　住所

(名称及び代表者)

氏名

　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった永平寺町販路開拓支援事業について、次のとおり補助金等の額を確定したので、永平寺町販路開拓支援事業補助金交付要綱第10条により通知する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　永平寺町長　河　合　　永　充

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 交付決定番号 | 永平寺町指令　第　　　　　　号 |
| 補助事業等の交付決定額 | 金　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助事業等の経費精算額(補助対象金額) | 金　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金等の交付確定金額 | 金　　　　　　　　　　　　　　円 |